

## 倫理綱領

### 前文

ポラリティ施術者は、すべての人の尊厳を敬い、個人の価値を尊重し、人権の推進に努める。  
ポラリティ施術者は、人間行動の知識を高め、自己と他人の理解を発展させ、人間の幸福を促進するために尽力する。

ポラリティ施術者は、これらの価値に一致した目的のために専門スキルを使用し、悪用誤用を許さない。

ポラリティ施術者は、コミュニケーションの自由を確立するとともに、表現の自由から生じる責任を負わなければならない。

ポラリティ施術者は以下の倫理原則を遵守する。

1. 責務
2. 職務能力
3. 守秘義務
4. クライアントの幸福
5. 道徳と法的基準
6. 職務上の関係
7. 公式声明

### 原則 1「責務」

ポラリティ施術者は、最高水準の技術を維持しサービスを提供する。  
施術結果に責任を持ち、適切なサービスを提供するためにあらゆる努力を行う。

- a) ポラリティ施術者は、自身の提案や行動がクライアントの生活に大きな影響を与える可能性があることを理解し、重大な社会的責任を認識し受け入れる。  
ポラリティ施術者は、自身とクライアントの間に権力の不平等に関係するかもしれない個人的、社会的、組織的、経済的、政治的な環境を理解する。
- b) ポラリティ施術者は、クライアントが必要とする知識、技術を得ることをサポートする義務を認識する。  
常に高水準の知識を維持し、情報を正確に客観的に提示し、ポラリティ知識の誤用、抑制、歪曲を防ぐ。
- c) ポラリティ施術者は、地域の社会改善に貢献する活動や健康や幸福に取り組む活動に参加する。  
身体的、精神的、感情的、社会的、精神的、および法的サービスの提供者と協力し、人々の健康や幸福の推進に取り組む。

### 原則 2「職務能力」

ポラリティ施術者は、クライアントのみならず、すべての人や団体の利益のために、高水準の能力を維持する責任がある。

ポラリティ施術者は、ポラリティの限界を認識し理解しておく。

「診断」「処方」「身体的または精神的状態の治療」を行うことはできない。

また、技術だけでなく自己の能力の限界を認識し、訓練と経験によって認定を受けたサービスと技術だけを提供する。

ポラリティ施術者は、提供するサービスに関する最新の科学的、社会的、専門的情報に精通していること。

- a) ポラリティ施術者は、正確に能力、教育、訓練、経験のレベルを示さなければならない。  
「American Polarity Therapy Association」の認定を受けた資格のみ、APTA 承認の資格 (APP/RPP) または JPTF 承認の資格 (JAPP/JRPP) として認める。
- b) ポラリティ施術者は、クライアントにポラリティ理論に基づいた、最新で正確な情報を提供するための準備を、常に細心の注意を払い行う。
- c) ポラリティ施術者は継続教育の必要性を認識し、新しい手順の開発と価値の変化、ポラリティ理論の身体の解釈の変化に柔軟であり続ける。  
ポラリティ施術者は、APTA 基準の継続教育ルールに従い継続教育を受けなければならない。
- d) ポラリティ施術者は、クライアントの健康状態、年齢、性別、性的指向、宗教的または精神的な信条、社会経済、人種、民族的な違いを認識し尊重する。  
ポラリティ施術者は、多様なケースにおいてサービスを確実に行うために、必要な訓練と経験を習得し、必要に応じて助言を求める義務がある。
- e) ポラリティ施術者は、自身の個人的な問題が施術効果を妨げることがあるということを認識しておく。  
個人的な問題のために不十分な結果につながりそうな場合や、クライアントあるいは同僚へ害をもたらす可能性が高い場合は、活動を控えなければならない。  
ポラリティ施術者は自身の個人的な問題に早期に気づくべきであり、問題がある場合「活動の制限」「活動の一時休止」「終了」を行う。  
自分で判断できない場合、有能な専門家に相談を行う。

### 原則 3 「守秘義務」

ポラリティ施術者は、業務上知り得た情報の秘密保持義務を遵守する。

情報の開示は個人の承諾がある場合、もしくは個人の法的表示がある場合のみとする。

ただし、個人、もしくは第三者に明らかな危険が生じるような場合は例外とする。必要に応じて、ポラリティ施術者はクライアントに守秘義務の法的限界を知らせる。

- a) クライアントとの臨床、相談によって得た評価データなど、クライアントに関する個人情報は専門的な相談や指導が必要な場合に限り、クライアントによって承認された人との議論だけに使用することができる。  
書面または口頭でのレポートは、適正な評価の目的のためだけに用いられ、プライバシーの侵害を回避するために細心の注意と努力を行う。
- b) 文書、講演、その他のフォーラムの業務で個人情報を開示する必要がある場合、ポラリティ施術者は事前に該当者本人から承諾を得るか、個人を特定できる情報は開示しない。
- c) ポラリティ施術者は、クライアントの秘密保持維持のため、常に細心の注意を払い「施術記録の管理(保存と破棄)」を行う。

- d) 未成年者や、自発的インフォームド・コンセントが行えないクライアントと行動する場合、ポラリティ施術者は、これらの人の最善の利益を保護するとともに、不測の事態に対応するため細心の注意を払う。

#### 原則 4「クライアントの幸福」

ポラリティ施術者は、誠実を尊重し、クライアント、および自身と行動をともにする人やグループの幸福を守護する。

ポラリティ施術者とクライアント、または雇用者との間で利益の対立が発生した場合、ポラリティ施術者は自身の立場と責任の質と方向を明確にし、すべてを伝える。

ポラリティ施術者は、クライアントに目的や評価方法、セラピーやトレーニングの手順などを十分に伝える。

また、クライアントがセラピーやトレーニング参加に関する自由な選択権を持っていることを十分に認識し、クライアントの意思を尊重しなければならない。

a) ポラリティ施術者は自身のニーズ、そしてクライアントや部下へ潜在的に影響力を与えるポジションにいることを常に認識して、クライアントや部下との依存関係を避ける。

ポラリティ施術者は、専門的な判断を損なったり、搾取のリスクを高めるような関係を避けるためにあらゆる努力を行う。

ポラリティ施術者は、治療上の関係の強さがクライアントとポラリティ施術者間の性的、その他の欲求を活性化させる可能性があることを認識し、これを抑制しなければならない。

クライアントとの性行為は論外である。

b) ポラリティ施術者がクライアントにサービスを提供することに合意した場合、関係する第三者を含む全ての関係者に、ポラリティ施術者とクライアントの関係性を明確にする責任を負う。

c) 他団体、及び第三者より当協会の行動規範に反する要求があった場合、ポラリティ施術者はその要求と行動規範の不一致とを明確にし、関係者にポラリティ施術者の倫理的責任を知らせ、行動規範にそった適切な行動をとる。

d) ポラリティ施術者は、そのサービスの利害関係を守るため、またクライアントの明確な理解のために、サービスの支払いについては事前に説明を行い同意を得ておく。

ポラリティ施術者は、報酬が得られない場合でも、ある程度のサービスを提供することが推奨される。

e) ポラリティ施術者は、クライアントとコミュニケーションした上で、評価的、教育的、治療的な目標を達成するためのプランを考え提案する。提案したプランに合意を得た後、施術を開始する。

ポラリティ施術者は提案したプランを勤勉に実行し、必要に応じてそれを変更し、クライアントとの間で合意された目標達成のために可能な限りの努力を行なう。

f) ポラリティ施術者は、クライアントが施術による恩恵を受けていないことが明らかであると判断した場合、クライアントの合意を得た上で、臨床、指導、または相談の関係を終了させる。

クライアントが望む場合は、代替の方策を見つけるための援助を行なう。

#### 原則 5「道徳と法的基準」

ポラリティ施術者の行動道徳的規範は、専門家としての責任の実現を傷つける場合や、ポラリティやポラリティ施術者に対する信頼を損なう場合に適用される。

ポラリティ施術者は、公における自身の行動が、同僚の専門的実践に与える影響を認識していなければならない。

ポラリティ施術者は、ポラリティの実践や指導、および守秘義務の限界についての法律や規則を遵守する。

- a) ポラリティ施術者は、自身の個人的な価値が教材の選択とプレゼンテーションに影響を与える可能性があるという事実を認識する。  
クライアントが、さまざまな話題に対して多様な態度を取ることを認識し尊重する。
- b) 雇用者と被雇用者の関係において、ポラリティ施術者は虐待、違法または差別的行為につながる行為は、いかなる事由があっても許されない。  
いかなる状況においても、人種、ハンディキャップ、年齢、性別、性的指向、宗教、出身国等による差別と、それに類似する行為を行わない。
- c) ポラリティ施術者は、クライアント、または影響を受ける可能性がある第三者の法的権利を犯すような行動は行わない。
- d) ポラリティ施術者は、「JPTF スタンダード」や実践、指導、研究行為に関連するガイドラインに従って行動する。
- e) 公的イベントに参加する場合、ポラリティ施術者はイベントに関連する政府の法律や規制に準拠し行動する。  
地方、自治体、組織の法律や規則または慣行が「JPTF スタンダード」と対立している場合、ポラリティ施術者は、「JPTF スタンダード」への誓約を明らかにして、可能な限り解決に向けて努力する。  
ポラリティ施術者は、公共の利益のため法律および準法規制の発展に関与し、公共の利益に有益ではない既存の規制を変えるために努力する。

## 原則 6 「職務上の関係」

ポラリティ施術者は、ポラリティや他の職業のニーズ、特別な能力、および同僚への義務を考慮して行動する。ポラリティ施術者は、同僚が関係している機関や組織の特権、義務を尊重する。

- a) ポラリティ施術者は、関連する専門職の能力の領域を把握しておき、クライアントの最善の利益のために専門的、技術的な資源を十分に活用する。  
他の専門職との関係がない場合は、可能な限り最高の専門的サービスをクライアントのために確保する責任がある。  
また先見性、勤勉さを持ってクライアントが必要とする補足的あるいは代替の援助を探す責任がある。
- b) ポラリティ施術者は、所属する専門グループの伝統や実践を考慮し、尊重しながら協力をを行う。  
他の同業者からサービスを受けている人から連絡があった場合は、ポラリティ施術者はクライアントの幸福だけでなく、専門的な関係性を考慮し慎重に治療問題を進めていく。  
ポラリティ施術者は混乱と対立のリスクを最小限に留めるために、クライアントとこれらの問題について事前に協議を行い、合意を得た上で施術を開始する。
- c) 他の専門家を雇用し、訓練生の指導をしているポラリティ施術者は、個人の更なる専門的能力の開発を手助けする義務がある。

被雇用者、訓練生に適切な労働条件と評価、建設的な協議、そして経験の機会を平等に提供する。

- d) ポラリティ施術者は、クライアント、指導者、従業員等、関係者との関係性を性的なものに悪用しない。  
ポラリティ施術者はセクシャルハラスメントに関与せず、セクシャルハラスメント防止に努める。
- e) ポラリティ施術者は、「APTA」および、「APTA」に準ずる組織がポラリティに関する研究を行う場合、求めに応じて情報の開示を行う義務がある。  
ポラリティ施術者は、研究を行う機関が必要な情報を受け取る権限を持ち、情報を開示することがポラリティの今後に意義のあることだと理解し、情報の開示を承諾する。
- f) 出版クレジットは専門的な貢献に比例して出版に貢献した人に割り当てる。  
複数の人間による共通プロジェクトについては、専門的な貢献は共著として認識され、一番の貢献者はリストの最初に示す。  
事務やそれと同等の非専門的アシスタントの貢献は、脚注、または序文で感謝の念を示す。  
研究や執筆に影響を与えた出版物は未発表のものも含め、特定の引用を通して謝辞を示す。  
出版物のために資料を編集したポラリティ施術者や指導者は承諾を得たうえで名前を公表し、適切であれば自分の名前を委員長や編集者として示す。  
すべての貢献者は認められ、名前を記す権利を有していると認識する。
- g) ポラリティ施術者が別のポラリティ施術者の倫理違反に気づいたときは、個人的に直接注意をあたえ問題を解決することを試みる。  
行われている不正行為が、思い違い、知識不足、経験不足に起因するような、人権を損なわない軽微な問題であった場合は、個人的な解決策が適切である。  
このような直接的、個人的な是正努力は機密保持の権利に対し、細心の注意を払い行う。  
違反を受け入れない場合や解決しない場合、またより深刻なものである場合は、ポラリティ施術者は日本ポラリティセラピーサポート協会に報告しなければならない。

#### 原則 7「公式声明」

公式声明、サービスの告知、広告、およびポラリティ施術者の宣伝活動は、一般の人に判断と選択を与えることを目的に行う。

ポラリティ施術者は、正確かつ客観的に自身の専門資格、所属、職務、および関連している学校や団体を明らかにする。

健康情報や専門的な意見を提供したり、ポラリティ製品、出版物、サービスについての情報を提供する場合は、それらの限界と不確実性を十分に認識し、ポラリティの知識および技術に基づいて情報の提供を行う。

- a) 専門的なサービスを、公に発表、広告する場合には、サービス提供者の以下の情報を記載する。  
名前、専門教育と訓練、関連する学位、取得日、能力のレベル、認定証、免許、JPTF 会員資格、住所、電話番号、営業時間、提供するサービスのリスト、料金。  
「JPTF スタンダード」で禁止されていない追加の関連事項や、承諾を得たクライアントの情報が含まれてもよい。
- b) ポラリティ製品、出版物、サービスについての情報を公に発表、広告する場合は、ポラリティ施術者は故意にスポンサー機関の認証を暗示するような方法で、他の組織と連携しているように提示してはいけない。

ポラリティ施術者は JPTF 会員資格が特殊な専門能力や資格を示しているということを述べてはいけない。

これらは声明だけでなく、雑誌、本、カタログ、名簿、テレビ、ラジオ、動画においても同様であり、いかなる嘘、詐欺、不正、誤解の誘発を目的とする発言も禁止する。

関連する事実を開示する場合は、事実の誤認、誤解を招かないよう行う。

- c) ポラリティ施術者は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、その他のマスメディアを、情報の発表、広告で利用する場合、正規契約以外のいかなる提案にも応じない。  
マスメディア関係者に、正規契約以外の金銭的補償、それに準ずるものでの取引は行わない。  
公共放送で広告する場合は、事前に放送内容の確認を行い、実際の放送内容を記録し保管しておく。
- d) 個人、家族、グループ、学校、代理店の告知や広告では、目的と提供するサービスの種類を明らかにする。  
自身の教育、訓練、経験も適切に示す。
- e) ポラリティや健康促進品、本、その他の商業販売品の開発や広告宣伝に関連したポラリティ施術者は、告知や広告が専門的に事実通りに示されるように適切な努力を行う。
- f) ポラリティ施術者はポラリティの芸術と科学を表現し、サービス、製品、出版物を公正に正確に提供し、感覚主義、誇張、表面的な不当表示を回避する。  
ポラリティ施術者は、人々が人間として発展していく過程で判断を下すこと、意見を述べること、選択していくことを助けるという大切な義務を担っていることを理解し実践する。
- g) ポラリティ施術者は、ワークショップ、セミナー、クラス内容、体験コースのアウトラインが誤解を受けない正確なものであることを確認する。  
取り扱う予定の主題、評価基礎、コースで体験する内容については明確にする。  
告知、パンフレット、また教育プログラムの広告は、プログラムの意図だけでなく、資格要件、教育目標、および取り上げる課題の質も正確に記述する。これらの告知に、指導者の教育、訓練、および体験内容と料金を正確に示す。
- h) 臨床やその他の専門的サービスへの研究参加を募る告知や広告では、目的や内容だけではなく、費用と参加に関わる義務を明示する。
- i) ポラリティ施術者は、「JPTF スタンダード」と矛盾したプロの資格を示しているポラリティ施術者を正す義務がある。
- j) ポラリティ施術者は、専門的な関係が確立された場合においてのみ、クライアントに専門的サービスの提供を行う。  
専門的な関係の確立が難しい公開講座、デモンストレーション、新聞や雑誌の記事、ラジオやテレビ番組、メールや類似のメディアでポラリティを公開する場合、最新の関連データを使用し、専門的な判断を最高レベルで行い、アドバイスだけを公表する。